

公益財団法人 沖縄県スポーツ協会
契約者名 理事長 平良 朝治

証券番号 812EB 073905-7

■災害補償規程

第1条 (本規程の目的)

本規程は、第4条に定める参加者が、本規程の対象としている行事（以下「本行事」といいます。）に参加中に被った傷病に対する給付内容を定めることにより、傷病を被った参加者の救済を図ることを目的とします。

第2条 (給付内容および保険契約)

- (1) 本規程の給付内容は、別表のとおりとします。
- (2) 本行事の主催者（以下「主催者」といいます。）は、本規程に基づく給付の原資を確保するために、引受保険会社をChubb損害保険株式会社とする団体総合補償制度費用保険を締結します。

第3条 (給付を行わない場合)

主催者は、参加者または給付を受け取るべき者の故意または重大な過失による傷病、既往症のほか、別に定める原因による傷病に対しては給付を行いません。

第4条 (参加者の範囲)

本規程での参加者とは、主催者の作成、保管する名簿に記載され、かつ、本行事に参加する者としてします。

第5条 (給付金の支払いによる損害賠償の減免)

主催者が給付金を支払ったときは、主催者は、支払った金額を限度として、参加者に対する損害賠償の責を免れます。

第6条 (給付の請求手続き)

参加者またはその給付を受け取るべき者が、本規程に基づく補償の給付を請求するときは、主催者が求める書類を提出しなければなりません。

第7条 (運営)

本災害補償規程は、主催者を事務局として運営します。

第8条 (発効日)

本規程は、特段の定めがない限り、第2条の保険契約の始期日から効力を有するものとします。ただし、継続契約の場合は第2条の保険契約の初年度の始期日から効力を有するものとします。

■別表 給付表（被補償者1名あたりの保険金額）

証券表示区分名

		傷 害		特 定 疾 病	
		(A)		(B)	
災 害 死 亡 補 償 給 付 金 (*)		200	万円	200	万円
災 害 後 遺 障 害 補 償 給 付 金	1級 — 3級	200	万円	200	万円
	4級 — 6級	140.0	万円	140.0	万円
	7級 — 9級	70.0	万円	70.0	万円
	10級 — 12級	20.0	万円	20.0	万円
	13級 — 14級	8.0	万円	8.0	万円
障 害 手 当 金				20.0	万円
療 養 補 償 給 付 金	入院日額（限度日数180日）	2,300	円	2,300	円
	手術（1回のみ）	手術の種類により、入院日額の10倍・20倍・40倍			
	通院日額（限度日数90日）	1,500	円	1,500	円
そ の 他					
往 復 途 上 の 補 償		補償対象外			

特定疾病による後遺障害補償給付金については、以下の通り適用します。

- ・業務上の災害を補償する労働者災害補償保険法等の災害補償制度における等級認定による場合… (A)
- ・(A) 以外の場合で、かつ、厚生年金保険法等の社会保険法令における等級認定による場合… (B)

(*) 後遺障害補償給付金を支払った後に参加者が死亡したときは、既に支払った後遺障害補償給付金の額を控除して、災害死亡補償給付金を支払います。

【お客様控】 災害補償規程兼給付表

■ 別表1（用語の定義）

用 語 定 義	
傷 病	傷害または特定疾病をいいます。
傷 害	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生じる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生じる中毒症状を除きます。）を含みます。（細菌性食中毒は含みません。）ただし、天災危険補償対象外特約が付帯された場合は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波およびそれらの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故は除きます。
特 定 疾 病	急性虚血性心疾患（いわゆる心筋梗塞）、急性心不全等の急性心疾患、くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患、気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患、細菌性食中毒、日射病および熱射病等の熱中症、低体温症、脱水症をいいます。ただし特定疾病補償対象限定特約が付帯された場合はその特約で限定された疾病に限ります。
災 害 死 亡	傷病の発生の日からその日を含めて180日以内の死亡をいいます。
後 遺 障 害	身体に残された将来においても回復できない機能の重大な障害または身体の一部欠損をいいます。
入 院	傷病の治療を直接の目的とする入院をいいます。ただし、傷病の発生の日からその日を含めて入院限度日数以内の入院に限ります。
手 術	傷病の治療を直接の目的とする手術をいいます。ただし、傷病の発生の日からその日を含めて入院限度日数以内に受けた手術に限ります。
通 院	傷病の治療を直接の目的とする通院をいいます。ただし、傷病の発生の日からその日を含めて180日数以内の通院に限ります。
参 加 中	参加者が主催者の指定する場所に集合したときから主催者の管理下を離れたときまでをいいます。ただし、往復途上を補償する契約においては、本行事への参加日前に主催者に本行事への参加の申込みを行い、主催者保管の名簿に記載された者に限り、往復途上についても参加中とみなします。
往 復 途 上	参加者が本行事に参加する意思をもって、住居（本行事に参加するために宿泊したときは、その宿泊先を住居とみなします。）を出発してから住居に帰着するまでをいいます。ただし、往復に要する通常の経路を逸脱または中断した場合には、当該逸脱または中断したとき以降は、往復途上とみなしません。

■ 別表2（手術の種類）

対 象 と な る 手 術	倍率	対 象 と な る 手 術	倍率	対 象 と な る 手 術	倍率
1. 皮膚、皮下組織の手術（単なる皮膚縫合は除く）		13. 眼球・眼筋の手術		23. 胸部、食道、横隔膜の手術	
(1) 植皮術、皮膚移植術、皮弁作成術、皮弁移動術、皮弁切断術、遷延皮弁術（いずれも25cm未満は除く）	20	(1) 眼球内異物摘出術	20	(1) 郭形成術	20
(2) 瘻痕拘縮形成術、顔面神経麻痺形成手術、動脈皮弁術、筋皮弁術、遊離皮弁術、複合組織移植術、自家遊離複合組織移植術		(2) レーザー・冷凍凝固による眼球手術	10	(2) 開胸術を伴う胸部手術（胸腔鏡下によるものを含み、胸壁腫瘍切開術を除く）、食道手術（開胸術を伴わない頸部手術によるものを含む）、横隔膜手術	40
2. 手指、足指を含む筋、腱、腱鞘の手術（筋炎手術および抜釘術を除く）		(3) 眼球摘出術	40	(3) 胸腔ドレナージ（持続的なドレナージをいう）	10
(1) 筋、腱、腱鞘の観血手術（いずれも関節鏡下によるものを含む）	10	(4) 眼球摘除および組織または義眼台充填術	40		
(2) 人工骨頭挿入術、人工関節置換術		(5) 眼筋移植術	20	24. 心、脈管の手術	
3. 手指、足指を含む四肢関節、靱帯の手術（抜釘術を除く）		14. 角膜・強膜の手術		(1) 観血的血管形成術（血液透析用シャント形成術を除く）	20
(1) 四肢関節観血手術、靱帯観血手術（いずれも関節鏡下によるものを含む）	10	(1) 角膜移植術	20	(2) 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸または開腹術を伴うもの）	40
(2) 人工骨頭挿入術、人工関節置換術		(2) 角膜瘻孔閉鎖術	10	(3) 開心術	
4. 手指、足指を含む四肢骨の手術（抜釘術を除く）		(3) 強膜移植術	20	(4) その他開胸術を伴うもの	
(1) 四肢骨観血手術	10	15. ぶどう膜、眼房の手術		25. 腹部の手術	
(2) 骨移植術（四肢骨以外の骨を含む）	20	(1) 観血的前房・虹彩異物除去術		(1) 開腹術を伴うもの（腹腔鏡下によるものを含み、腹壁腫瘍切開術を除く）	40
5. 手指、足指を含む四肢切断、離断、再接合の手術（抜釘術を除く）		(2) 虹彩癒着剥離術、瞳孔形成術	10	(2) 腹腔ドレナージ（持続的なドレナージをいう）	10
(1) 四肢切断術、離断術（骨、関節の離断に伴うもの）	20	(3) 虹彩離断術		26. 尿路系、副腎、男性性器、女性性器の手術	
(2) 切断四肢再接合術（骨、関節の離断に伴うもの）		(4) 線内障観血手術（レーザーによる虹彩切除術は13.(2)）	20	(1) 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作によるものおよび膀胱内凝血除去術を除く）	40
6. 指移植の手術		16. 網膜の手術		(2) 尿道狭窄観血手術、尿道異物摘出術、尿道形成手術（いずれも経尿道的操作は除く）	20
(1) 指移植手術	40	(1) 網膜復位術（網膜剥離症手術）		(3) 尿瘻観血手術（経尿道的操作は除く）	
7. 鎖骨、肩甲骨、肋骨、胸骨観血手術（抜釘術を除く）	10	(2) 網膜光凝固術	20	(4) 陰茎切断術	40
8. 脊柱、骨盤の手術（頭椎、胸椎、腰椎、仙椎の手術を含み、抜釘術は除く）		(3) 網膜冷凍凝固術		(5) 睾丸・副睾丸・精管・精索・精囊・前立腺手術	
(1) 脊柱・骨盤観血手術（脊椎固定術、体外式脊椎固定術を含む）	20	17. 水晶体、硝子体の手術		(6) 卵管・卵巣・子宮・子宮付属器手術（人工妊娠中絶術および経腔操作を除く）	20
9. 頭蓋、脳の手術（抜釘術を除く）		(1) 白内障・水晶体観血手術		(7) 陰嚕腸閉鎖術	
(1) 頭蓋骨観血手術（鼻骨および鼻中隔を除く）	20	(2) 硝子体観血手術（茎頭微鏡下によるものを含む）	20	(8) 造陰嚕	
(2) 頭蓋内観血手術（穿頭術を含む）	40	(3) 硝子体異物除去術		(9) 陰嚕形成術	
10. 脊髄、神経の手術		18. 外耳、中耳、内耳の手術		(10) 副腎摘出術	40
(1) 手指、足指を含む神経観血手術（形成術、移植術、切除術、減圧術、開放術、捻除術、縫合術、剥離術、移行術）	20	(1) 耳後瘻孔閉鎖術、耳介形成手術、外耳道形成手術、外耳道造設術	10	(11) その他開腹術を伴うもの	
(2) 脊髄硬膜内外観血手術	40	(2) 観血的鼓膜・鼓室形成術	20	27. 上記以外の手術	
11. 涙嚢、涙管の手術		(3) 乳突洞開放術、乳突削開術	10	(1) 上記以外の開頭術	
(1) 涙嚢摘出術		(4) 中耳根本手術	20	(2) 上記以外の開胸術（胸腔鏡下によるものを含む）	
(2) 涙嚢鼻腔吻合術	10	(5) 内耳観血手術	20	(3) 上記以外の開腹術（腹壁腫瘍切開術および膀胱内凝血除去術を除く）	40
(3) 涙小管形成術		19. 鼻・副鼻腔の手術（抜釘術を除く）		(4) 上記以外の開心術	
12. 眼瞼、結膜、眼窩、涙腺の手術（抜釘術を除く）		(1) 鼻骨観血手術	10	(5) ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテル、バルーンカテーテルによる脳、咽頭、喉頭、食道、気管、気管支、心臓、血管、胸・腹部臓器、尿管、膀胱、尿道の手術（検査および処置は除く）	10
(1) 眼瞼下垂症手術	10	(2) 副鼻腔観血手術	20		
(2) 結膜嚢形成術	10	20. 咽頭、扁桃、喉頭、気管の手術			
(3) 眼窩ブローアウト（吹抜け）骨折手術	20	(1) 気管異物除去術（開胸術によるもの）	40		
(4) 眼窩骨折観血手術	20	(2) 喉（こう）頭形成術、気管形成術			
(5) 眼窩内異物除去術	10	21. 内分泌器の手術			
		(1) 甲状腺、副甲状腺の手術	20		
		22. 顔面骨、顎関節の手術（抜釘術を除く）			
		(1) 頬骨・上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（顎関節鏡下によるものを含み、歯・歯肉の処置に伴うものは除く）	20		

「手術」とは、医師が治療を直接の目的として、メスなどの器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出などの処置を施すことをいう。